



ひだかインフォメーション

市役所へのご連絡は

☎ 989-2111 FAX 989-2316

ホームページアドレス

<https://www.city.hidaka.lg.jp/>

お知らせ



Jアラートの全国一斉情報伝達試験を実施します

地震や武力攻撃等の発生に備え、国による全国瞬時警報システム(Jアラート)を活用した全国一斉情報伝達試験を実施します。Jアラートは、地震・武力攻撃等の緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

訓練当日は、市内65か所に設置してある防災行政無線(広報塔)から訓練放送が流れるほか、市ホームページ等に「緊急放送」として通知が出ます。実際の災害とお間違えのないようご注意ください。

日時 5月19日(水) 午前11時

通知先 防災行政無線(広報塔)、市ホームページ、ひだか知っ得情報アプリ、市公式ツイッター、ひだか防災メール

放送・通知内容 (チャイム)これは、Jアラートのテストです(3回繰り返し)「こちらには、ぼうさいひだかです」(チャイム)

※災害の発生や気象状況などにより、中止になる場合があります。

問い合わせ 危機管理課防災・消防担当

高齢者等のおでかけを支援します



市では、自力で移動することが困難な高齢者等が、買い物や通院、社会参加等の外出をしやすくするため、路線バスまたはタクシーの運賃の一部を補助します。

対象 ①自力での移動が困難な、市内在住の75歳以上の人

②自動車運転免許証を自主返納した市内在住の75歳未満の人

※②に該当する人は、免許証自主返納時1回限り(申請は返納後1年以内)です。

補助内容(次のいずれか1つ)
①バス乗車券等の購入費
②タクシー利用補助券(500円×15枚)

※タクシー利用補助券の利用期限は3月31日までです。

※交付は1年度に1回限りです。

申し込み 申請書に必要事項を記入し、左記または各出張所窓口にて直接お持ちいただくか、郵送で左記へ

※申請書は左記、各出張所または公民館に用意しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

※申請後の手続き方法が「路線バス利用補助」を希望する場合と「タクシー利用補助」を希望する場合は異なりますので、ご注意ください。

問い合わせ 危機管理課交通安全・防犯担当



学生納付特例制度

20歳になったら学生の皆さんも必ず国民年金に加入し、保険料を納めることが義務付けられています。

しかし、学生本人の所得が一定額以下のときには、申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象 学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上の課程)に在学する学生等で、本人の前年の所得が次の計算式で計算した金額以下である人

○128万円+(扶養親族等の数×38万円)+社会保険料控除等

申請手続き 学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。希望する人は、毎年度申請が必要です。

※令和2年度に学生納付特例が承認された人で令和3年度も在学予定の人は、4月初めから5月中旬ごろまでに、はがき形式



の学生納付特例申請書が日本年金機構から送付されます。申請の継続を希望する場合は、必要事項を記入の上、返送してください(学生証等の添付は不要)。

申請場所 左記または各出張所

保険料の追納 この特例が承認された期間は、10年以内であれば申し出により保険料を後から納めること(追納)ができます。就職などで収入が得られるようになったときには、将来の年金額を増やすためにも追納することをお勧めします。

持ち物 マイナンバー(個人番号)カード、または写真付きの本人確認ができるもの(運転免許証等)とマイナンバー(個人番号)通知カード、学生証または在学証明書(原本)

問い合わせ 保険年金課国民年金・医療費担当(1階④番窓口)



スマートフォン決済で市税が納められます

5月から、左記のスマートフォン決済で市税および国民健康保険税が納付できるようになりました。詳しくは、納税通知書に同封されている折り込みチラシまたは市ホームページをご覧ください。

新たに追加されたスマートフォン決済サービス

○楽天銀行

○FamiPay

○PayPay

問い合わせ 収税課収税担当
(1階⑩番窓口)



民生委員・児童委員の活動にご協力を

民生委員・児童委員は、地域の人の相談・援助を行えるよう、毎年6月に活動の基礎となる情報の収集を行っています。期間中、民生委員・児童委員が伺いましたらご協力をお願いします。

なお、民生委員・児童委員は守秘義務があり、職務上知り得た事項の秘密は固く守ります。皆さんのご理解とご協力を願

います。
問い合わせ 生活福祉課地域福祉担当(1階⑩番窓口)

自転車用ヘルメットの購入を補助します

市では、自転車用ヘルメットの着用を促進し、交通事故の防止を図るため、購入を補助します。

自転車に乗るときは、ルールを守り、ヘルメットを着用しましょう。

※13歳未満の子どもは、自転車に乗る際にヘルメットを着用するよう努めなければなりません。
対象 市内在住の小学生以下の児童および65歳以上の人

補助額 購入金額の2分の1の額(限度額2,000円)

※100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

申請方法 左記や子育て総合支援センター「ぬくぬく」に備

えてある申請書(市ホームページからもダウンロード可)

に必要な事項を記入し、領収書(レシート可)の写しとヘルメットの保証書の写し(保証書

が無い場合は、ヘルメットの箱の写しなど、自転車用ヘル

メットを購入したことが分かるもの)を添えて、郵送または

直接左記へ

問い合わせ 危機管理課交通安全全・防犯担当

5月は九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間です

一人一人が、交通ルールを守り、交通事故に遭わない、交通事故を起こさないよう注意しましょう。県内では自転車保険の加入が義務になっています。自転車事故では高額な賠償を伴うケースが増えてきています。この機会に加入をご検討ください。

問い合わせ 危機管理課交通安全全・防犯担当



障がい基礎年金等を受給しているひとり親家庭等の児童扶養手当制度が変わります

児童扶養手当は、所得制限額内にある父子または母子家庭、父または母が一定の障がいの状態にある家庭、または養育者に支給される手当で、児童が18歳



になる年の年度末まで受けることができます。令和3年3月分(令和3年5月支払い)から、障がい基礎年金等(※)を受給している人の手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が変更されます。

障がい基礎年金等を受給しているひとり親家庭等の人で、既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている人は、原則申請は不要です。それ以外の方は、窓口で申請が必要です。

通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障がい基礎年金等を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった人のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている人は、令和3年6月30日(※)までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。

申請方法は左記へお問い合わせください。

※国民年金法に基づく障がい基礎年金、労働者災害補償保険法による障がい補償年金など。

問い合わせ 子育て応援課子育て応援担当(1階⑥番窓口)



くりっかーの可燃ごみレポート

各家庭から出された可燃ごみの速報値です

令和3年3月の可燃ごみ	昨年同月の比較
全体量 879.46 t	-13.13 t
処理費用 36,277,725 円	-1,032,537 円
1人当たりの量 15.93 kg	-0.11 kg
1人当たりの処理費用 657 円	-14 円

問い合わせ 環境課廃棄物対策担当

「食品ロス」が世界中で問題となっています。これから蒸し暑い季節が続く、食品等にカビが発生しやすくなります。消費期限などに注意して計画的に購入・消費し、食品ロス削減に取り組みましょう。

※数値は四捨五入しています。
※処理費用は、全体量に41,250円/tを乗じたものです。
※1人あたりは、当該月の総人口を基に算出しています。

